

経済建設常任委員会会議録

平成21年7月29日(水)

(開 会) 10:12

(閉 会) 12:25

案 件

オートレースの運営について
産業振興について
建設行政について

【報告事項】

豪雨災害の状況等について	【 各部共通 】
飯塚井筒屋の閉店について	【 商工観光課 】
プレミアム付き商品券について	【 商工観光課 】
市営住宅明渡等請求訴訟等について	【 建築住宅課 】
作業中における物損事故の報告について	【 土木管理課 】

【現地調査】

中心商店街(井筒屋)

○ 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」執行部の説明を許します。

○ 事業管理課長

平成21年度売上額及び入場者の状況について、ご説明いたします。

お手元に配布しています。資料1「平成20・21年度売上額及び入場者比較表」により、4月から6月26日までの開催状況についてご説明いたします。売上額につきましては、約59億580万円で、20年度と比較しますと、約2億9千266万円、率にして5.2%の増となっています。要因といたしましては、4月25日から29日までの間、SG第28回オールスター・オートレースを開催した影響だと考えています。入場者数につきましては、97,403人で、20年度と比較しますと、約450人の減、率にして0.5%の減となっています。

次に、民間委託にした場合の比較について、ご説明させていただきます。

基本的には、現時点におきましては、直営での運営を第一に考えていますので、民間委託についての検討は行っていません。しかしながら、浜松オートを参考に試算した経過はございますので、その状況についてご説明します。資料2をお願いします。19年度・20年度とも、決算における基金積立額と浜松方式で算定した場合の市への配分金との比較表でございます。実質収益は、19年度は5億6千398万1千円、浜松方式では、収益保障として、発売収入の0.4%プラス2億円を基金相当額として配分する契約となっていますので、試算すると2億7千193万円が市への配分額として歳入されることとなります。差引、2億8千989万円につきましては、本市の収益にはなりません。20年度におきましても、下段の表でございますが実質収益3億1千106万9千円、配分金2億6千536万8千円となります。差引き4千570万1千円につきましても、同様に本市の収益にはならないこととなります。

基本的には、全額ではありませんが、受託者の経営努力による収益増として、結果的に委託料の増額となります。浜松方式による民間委託を実施した場合、景気等の回復により、売上が増となった場合、市には増額分の一部しか配分されないこととなり、収益増に伴い歳入増となるものが、計算上の配分額を超過した収益は、受託者の収入となります。このようなことから、公営競技事業部といたしましては収益向上を第一に、レース場運営の効率化を図るとともに職員及び従事員一丸となって、さらなる営業努力を重ね、活性化を図っていくことがベターと考えています。

次に、今後の施設改善計画についてであります。資料3をお願いします。平成21年度から26年度までの実施事業の予定表でございます。平成21年度は、1億1千万、22年度は、3億3千万、23年度は、4億2千万、24年度は、1億5千8百万、25年度は、8千8百万、26年度は、4千7百万、総額で11億3千6百万程度を見込んでいます。内容の説明は、省略させていただきます。

最後になりますが、25日（土）26日（日）と本場開催及びナイトー場外発売を全レース中止いたしましたのでそれについて説明いたします。24日（金）の夕刻より降り始めた雨の影響により市内各所における道路冠水等や八木山峠、八木山バイパスを始め幹線道路が通行止めになるなど、甚大なる被害が発生いたしました。そのような中、レース場においても、特別観覧席、第1、第2車券発売場の雨漏り等による滞留水等の被害及び地下通路等の冠水並びに走路内におきましても発走員、周回審判員の控室が冠水し、使用が困難な状況になり、25日（土）午前7時に本場開催及びナイトー場外発売の中止を決定いたしました。翌26日（日）も、開催に向け鋭意努力をいたしましたが、朝から降り続いた雨の影響で、レース開催が不可能な状況と判断、選手、ファンの皆様の安全・安心を第一に考え、本場開催及びナイトー場外発売の中止を午前10時45分に決定をいたしました。なお、今回の中止決定による苦情等は一切ありませんでした。

○ 委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。

「企業誘致に関する状況・活動等について」について、執行部の説明を許します。

○ 業誘致推進室長

企業誘致に関する名古屋での状況や活動状況については、6月24日の委員会で報告をさせていただきましたが、その後の状況、活動等について報告をさせていただきます。

名古屋事務所については、お手元に配布しています資料にあるとおり、6月に3件の新規企業を含む9件の自動車関連企業を訪問し、2件の団体等の訪問これは嘉穂高校中京支部総会、福岡県名古屋事務所等ですが、それから4件の来訪団体の対応を行っておりますが、昨年度からの世界的な経済危機によって自動車業界は大きな打撃を受けており、最近の報道では、減産は緩和傾向にあるとされるものの、日本自動車工業会が発表した5月の国内自動車生産実績は、前年同月比41.4%の減で、まだまだ厳しい状態が続いております。また、愛知県では雇用の状況も大変厳しく、有効求人倍率を見ても、昨年5月1.80だったものが、本年5月には0.49と激減している状況で、人が足りない状態から、人が余る状態となっております。人材を求めて、東海地区から他地域への進出が続いたかつての状況から見ると、企業誘致が大変厳しい状況となっておりますが、元来、ものづくり企

業の分厚い地域でありますので、自動車以外の業界も含め、引き続き粘り強く誘致活動を展開してまいります。

九州におきましては、トヨタ九州がハイブリット基幹部品生産を倍増したと7月17日の西日本新聞に掲載されておりましたが、同日の新聞記事に西日本シティ銀行が福岡県内の中小企業を対象に実施した経営動向調査では、「景況感に歯止めがかかる兆しが見えるが個人消費、設備投資の先行きは不透明」との掲載があり、誘致活動は依然厳しい状況であると感じております。本庁におきましても、名古屋事務所と連携をとりながら、情報の交換を行い誘致活動に努めている状況であります。

なお、6月に入りまして、ダイヤ機械跡地を工場適地としてホームページ等で紹介したところ、桂川町に本社を置く、運送業を営む企業から事業拡大を図るため用地の確保をしたい旨の応募がありました。この企業は、建設資材運送業から倉庫に梱包荷を保管管理し運送を行う事業を新たに展開しようとするもので、事業開始予定を平成21年9月とし、事業開始に伴い2名の新規雇用を予定しています。

購入希望面積は平地14,820.96㎡、法面140㎡の合計14,960.96㎡で、売買価格については、飯塚市財産管理審議会に諮問し、鑑定評価から算出された平地部分の平米単価6,100円、これに土地の形状や形質、鉛が検出されたことに起因する減価要因等を乗じて算出された額、これが8,146万円となります。この土地には鉄骨造スレート葺き平屋建ての工場が建っておりますので、これから建物の解体費用を差し引き、建物の残存価格を加えた額1,466万円とする答申を受けました。

1,466万円に分筆測量費等の事務費を加えて調整した額1,496万960円を売買価格として飯塚市企業誘致推進会議に諮り審議の結果、売却額とすることが決定しました。順調に進めば、9月にはすべての事務手続きが完了するのではないかと考えております。

また、6月末に目尾工業団地の造成工事が完了したことから、出来るだけ早く、所定の手続きを終え、ホームページ等で広報し企業誘致につなげていきたいと考えております。

○ 委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。「鯉田工業団地造成の進捗状況」について、執行部の説明を許します。

○ 土木建設課長

鯉田工業団地造成工事の進捗状況を報告いたします。7月15日現在で申し上げますと、全体工事での進捗率は約55%程度であります。内容につきましては、切土工、盛土工の土工事は約75～80%程度であります。また、地盤改良の進捗率は、約70%程度であります。さらに、道路工、雨水排水工、調整池工などの構造物につきましては、7月上旬より順次着手しており、平成22年3月末の完成に向け、全力をあげて工事を進めているところであります。なお、関連工事の上水道管、下水道管の布設工事を8月～9月にかけて着工する予定であります。7月24日からの降雨による状況でございますが、一部洗掘等はありませんでしたが大きな影響はありませんでした。

○ 委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出があっ
ております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「豪雨災害の状況等ついて」の報告を求めます。

○ 土木管理課長

平成21年7月24日から26日にかけての梅雨前線豪雨による、被害報告状況について
ご報告申し上げます。道路、河川、住宅、都市公園、児童遊園、その他公園の28日17時現
在のまとめ、被害合計は251箇所でございます。内訳といたしまして道路災害、飯塚地区
49箇所これは調査続行中でございます、穂波支所18箇所、筑穂支所35箇所、庄内支所
9箇所、穎田支所11箇所でございます、合計122箇所でございます。2番目の河川災害の
内訳です、飯塚地区46箇所、調査続行中でございます、穂波支所17箇所、筑穂支所5箇所
これも調査続行中でございます、庄内支所6箇所、穎田支所4箇所でございます、合計78箇
所でございます。住宅被害の内訳でございますが、法面崩壊等が5箇所です、雨漏りが20箇
所でございます。それと都市公園、児童公園、その他公園被害の内訳ですが、法面崩壊が、都
市公園22箇所、児童公園1箇所、その他公園2箇所でございます、土砂堆積がその他公園と
して1箇所、合計26箇所でございます。

それと、土木管理課が管理いたしています鯉田排水機場ほか8箇所の排水機場の運転状況に
ついて報告します。7月24日19時50分、殿浦排水機場1号機の運転開始と同時に、各排
水機場とも随時運転を開始いたしました、最終運転停止は翌日25日12時30分に鯉田およ
び薙野排水機場が運転停止をいたしています。7月26日は8時10分に菰田排水機場が運転
を開始し、順次各排水機場も運転を開始しています。最終運転停止は薙野排水機場の22時
35分でございます。運転状況につきましては、各排水機場で異なっていますが、24日殿
浦排水機場におきまして2号機が電気系統の不具合におきまして21時45分からの運転開始
となっております。また、明星寺排水機場におきましては1号機が21時30分から22時
30分まで器械の不具合等によりまして一時停止をいたしています。以上報告を終わります。

○ 経済部長

今回の梅雨前線豪雨に伴います経済部の災害の状況について、その概要を報告します。もっ
とも被害の多かったのは経済部で農林関係施設でございます、全市域的に山腹・林道・農
地・農業用施設などの被災が発生しておりますが、被害箇所につきましては、約800箇所を
想定しています。現在、それに伴う応急工事を行っており、現在の進捗状況は、緊急を要する
応急工事が概ね完了をいたしておるところであります。

現在は、災害復旧事業の申請に向けての現地調査を進めている状況であり、現在の進捗状況
は、お手元に配付しています資料のとおり被害想定800箇所の概ね65%であります
515箇所の現時調査が終了いたしています。今回の農林施設の災害の大きなものとしたしま
しては、第1・第2龍王林道の山腹の崩壊、飯塚・庄内・穂波地区の林地の崩壊、農地・農業
用施設の被災などがあげられます。

そのほか経済部の所管します産学振興課、商工観光課の施設で別紙資料のとおり、後牟田工
業団地、リサーチパーク、サンビレッジ茜、八木山溪流公園で法面の崩壊等の被害が4箇所出
ています。

○ 上水道課長

楽市水源取水施設の取水変更について報告します。楽市水源地の横を流れております県営管理の内住川右岸堤防敷の護岸と法面が、約130mに渡り大きく被災しました。さらに、河川水も濁りがひどく、主要取水施設である1号井戸も濁りによる取水停止し、直ちに、2号・3号・4号井戸の取水に切替えました。配水区域が片島区域から目尾区域と広範囲に及ぶため、26日深夜に吉北区域と目尾区域において水系の切替え作業をしております。河川水の濁りも徐々に取れてきたので27日の午後から1号井戸も取水を始め様子を見ている状況であります。また、26日の午後から国土交通省により、被災箇所の復旧工事が実施されております。上水道課で管理しております他の施設につきましては被災箇所はありません。

○ 下水道課長

上下水道局下水道課より7月24日から26日の集中豪雨によります、各ポンプ場の運転状況を報告いたします。片島ポンプ場は雨水ポンプ5台（毎秒12.66m³）、汚水ポンプ3台（毎秒0.54m³）で合計毎秒13.20m³を、7月24日18時20分から運転を開始し、フル運転の状態で25日8時50分まで運転を行っております。

また、26日は8時から運転を開始し、フル運転の状態で19時50分まで運転を行っております。

次に、芦原ポンプ場は2台（毎秒3m³）を、7月24日18時35分から運転を開始し、やはりフル運転の状態で25日7時30分まで運転を行っております。26日は9時45分から運転を開始し、フル運転の状態で17時30分まで運転を行っております。

次に、東町ポンプ場は2台（毎秒2.2m³）を、7月24日19時30分から運転を開始し、フル運転の状態で25日8時まで運転を行っております。26日は8時から運転を開始し、フル運転の状態で15時まで運転を行っております。

最後に、鶴三緒ポンプ場は3台（毎秒7.8m³）を、7月24日19時20分から運転を開始し、フル運転の状態で25日10時40分まで運転を行っております。26日は8時50分から運転を開始し、フル運転の状態で19時35分まで運転を行っております。

下水道施設の被害はありません。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

災害対策お疲れ様です。一点確認させてください。各排水機場ならびにポンプ場の報告がありました、その中で一部故障等々のやつがありました、あらためて故障等で止まってたという部分で確認できている範囲で結構ですので教えていただけますか。

○ 都市建設部次長

先程の明星寺ポンプ場と殿浦ポンプ場の2箇所につきまして不具合が生じておりましたと報告しましたが、明星寺ポンプ場につきましてはタービンオイルの量の調節に少し不具合があったと、それによりまして停止したというような状況です。それによりまして内水の排水の状況ですが、床上、床下等の影響というようなことは考えられないというようなことで、今、解析している状況です。

それと、殿浦ポンプ場、これはまず2機ありますけど、1機のほうを開始しまして、2号機を続けて運転するという操作をした段階でかからなかったというような状況です。これにつきましては電気系統というようなことで、国土交通省等に緊急に連絡をしまして、早急にこちらに出向いていただいて補修して運転を開始したというような状況です。この分につきましても内水の浸水に対する影響というようなところは、まだ解析を今していますが、影響はないというように我々は思っています。

○ 江口委員

今の2箇所のみというような形でしょうか、あとほかに国交省所管というところに関してと

か、下水道に関しても無いというような形でいいですか。

○ 下水道課長

下水道課におきましては不具合故障等はありませんでした。

○ 農林課長

農林課の所管においても不具合はありません。フル稼働しています。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:40

再開 10:41

委員会を再開いたします。

○ 都市建設部次長

先程、公共施設等の災害箇所をご報告いたしました。その件につきまして被災箇所が200を超えた、これまでに無いような被災箇所数であります。この被災箇所を今からの予定を簡単に説明させていただきます。まずこの工事の現状調査ということで、箇所、概算金額をここ2、3日内にはじきまして県のほうに報告をするというような作業がございます。その作業を経まして、それから災害査定、その工事が災害で起こった事案なのかということで国の方から災害査定ということで現場を見に来ます。その中で、目論見書をつくる段取りがございます。それが、数が多いので何度かに国が分けてくると思います。その中の緊急度合いから災害査定を受けて、認めていただいてから工事の発注という形になるわけです。そして工事が完了すればいいのかなあということになります。しかしながら道路とか河川、そういったところで今現在生活道路でもあるし、河川も今後の雨のいろんな対応がございます。そういったところで2次災害が起こらないような手当て、それとか生活道路の回復等、今現地に入りながら応急な復旧作業でやってるところでございます。本格的な、災害査定を受けたものについては年度内ないし来年度というような形で工事を進めていくと、応急処置はやっていくというような流れで、今後災害復旧について復旧をしていきたいと思っていますので、地元の方で、委員皆さんも不都合が住民の方にありましたらお知らせいただければ早急な手当てをさせていただきたいと思います。

○ 人見委員

その災害の復旧に関してですが、民有地が土砂崩落して生活道路等に影響を与えたと、今後の雨の具合等も心配されるので応急処置もしなければならぬと、そうした場合に所有者の負担と同意というか、責任というか、そのあたりの兼ね合いというのは、この災害との関係でどのようになるのか、どのように当事者に説明をされていかれるのか、その点まずお聞かせ願いますか。

○ 都市建設部次長

まずは民一民の物件の場合につきまして、やはり行政は口が出せないという状況です。それと民一公の、山が崩れて道路をふさいでいるとかいう状況、そういったところについては道路の応急復旧については市の方で手を入れることができます。それは個人負担というようなことではなくて、あくまでも応急、生活道路を復旧するんだという位置づけで公でやりますというようなことですので、公が絡めば公でやるというようなことですのでよろしく願います。

○ 人見委員

まず、民一公のそういう応急措置はある意味では分かるんですが、民一民の場合の手が出せないという中でのお話もあるわけですね。そういったケースで、手が出せない手が出せないでつついなくなってしまいうんですね。何かそこに仲介の手立てというかそのあたりをやらないと進まないのではないとか、民一民がさらに被害が拡大するとか、そんな場合とかいろんなケースがあるからその辺りは我々、客観的に第三者の立場からするとしっかりと間に入ってやらな

いとすまないのではないかとかいうような案件が出てきたりするんですがどうなんでしょうか
実際。

○ 都市建設部次長

民一民の場合に行政が入らないという、それは金額的な面での話しでして、それがいろんな
ところから連絡はきています。まず、どういったところかということを確認しなければ、話し
ができない状況もありますので、やはりそういったところを、通報を我々が受けた場合には現
地をまず見て、それが危ないのか、今からどうしたらいいのか、早急にしなければいけないも
のかどうかとか、また山崩れの関係で家に影響がかなり来そうだとかそういったときは今言っ
たように水害の関係の退避、撤去をしていただくと、で、いろいろ状況を見ながらですね、ア
ドバイスをしながら、やらないといけないというふうには思っています。

○ 人見委員

是非、民一民の場合でも緊急度合いが大きくて、応急処置を講じなければならないといった
ときの対応なども私は丁寧に、緊急に対応すべきだろうと思いますので、やってくれてると信
じています。民一公の場合の、先程の応急措置は分かると、しかしながら最終的に、要するに
法面の工事とかいうケースになると、災害指定を受けた場合のそうした手立てというかは、民
に対してはどのような手立てが講じられるのか、概要でいいですから教えていただけますか。

○ 都市建設部次長

道路の場合でお話しさせていただきますが、山があつてその下に生活道路があると、まず境
界の問題があります。その境界がどこまであるのかということがまず判断の基準になりますけ
ど、法面が境界でその上にはまた民があるとかいう場合もあろうし、道路いっぱい境界とい
うような場合もあります。考え方といたしましては基本的には民の方とお話しはさせていただ
きますが、そこに土留めか何かをしなければいけないような状況、それをしなければ上の法が
おさまらない、下の法がおさまらないとかいうような状況がございます。それは場合によって
沢山例がありますけど、基本的にはその道路をまずは整備しなければいけないものですから、
土地を分けていただきたいというような方策は出てくると思います。それで、それを買ってや
るというような形には災害復旧の場合には難しいと、そこを法止めをして、その土地を分筆
してでも是非分けてくださいというようなお話しをしながら道路を整備するというような考え
方で進んでおりますので、いろんな場合がありますけど基本的にはそういった状況の中で、道
路の用地がなければ、何とか土地を分けていただけませんか、そこに土留めをしたいがとい
うような形でご相談をしていくというような状況でございます。

○ 人見委員

私が訊いてるのは、民がやらなきゃ最終的には次の防災にはならないと、すでに崩れてるわ
けですから、だから道路の確保のために公はそういう手立てをしながら、道路の確保をやるわ
けですね。だけど肝心要の民地がそういう崩落の状態で何の手立てもなされなければ、またぞ
ろ次の機会が心配だといった場合、民がそれをやろうとしたときのこの災害に関わる何らかの
手助け、民に対する援助とか、そうしたものはどういうふうなものがあるのかと、言ったら
早速心配されてるわけですよ、まさかという中でですね、だからお聞きしようと思っていま
す。

○ 都市建設部次長

先程ちょっと申しそびれましたが、災害復旧をやる場合には、やはり上の状況を見た中で、
上も安定をしなければいけないと、下も同じなんですけども、そういう安定をするための下の
方の工事をどういった工法をするのかということを考えなければいけませんので、上があると、
上をそのまま放置して下を復旧するということはやはりできません。それともうひとつは上を
民でやるというような状況で話しがあれば、それはあくまでも民がやるということで市の方は
それについては援助はないということです。だから道路が安全に通行できるような道路の復旧

をやらないといけない。それによって上の法面まで何とか切らなきゃいけないというような場合がございまして、そういった場合は道路を守る側としての工事の中で一緒にやるというような方向でできると思います。

○ 人見委員

民の法面はね、公はできませんと一方でいうわけでしょ、だから、この災害でまさかの事態に遭遇した民の所有者はすでに心配しているわけですよ、どれほどの工事費が掛かるんだろうと。これは不足の事態が引き起こしたわけで、それに対する何か公の手助け、援助の具体策というのは何があるんだろうか、無いんだろうかというような心配があるから、もう少し冷静にこのような災害指定を受けられればこうですよというような話しが出されないと安心もできないんじゃないかと言ってるんですよ。

○ 都市建設部次長

今、災害復旧の関係で現地回りをずっとやってるんです、そういったところを見ながら災害の関係箇所を調査しています。そういったところをある程度網羅していますので、そういった個人の方とそういったところの関係者とは十分協議しながらやって行きたいと思いますので。

○ 人見委員

こういう資料を手元に置いてるわけです。私が言ってるのは後ほどのこのあたりに関連するんですねと、説明いただければ我々も理解できると思って質問してるんですよ。

○ 副市長

民間の方が所有されてる物件についての災害復旧ということですが、基本的には先程次長が話しましたように、民間の所有物は民間の方で責任を持って復旧していただくというのが原則でございます。それについて市のほうがいろいろとアドバイスなり援助なりということはしていきたいというふうには考えています。今日から災害に関する相談窓口を設置いたしまして、市民の方のいろんな要望、相談について受け付けるようにいたしています。その中でいろんな融資制度等もご紹介させていただきますので、そういうものを活用していただいて復旧していただくというような格好になっていくと思っています。

○ 人見委員

是非丁寧に周知をしていただきたいし、相談には丁寧にのっていただきたいと思います。これは全体を通してですが、今回の水害、15年の7.19が60年に一回とか、今の経済状態じゃないけど100年に一回とか言ってあれだけの大工事を遠賀川、ポンプの設置も含めてやりました。巷の声はたぶんタウンミーティング引き続きやられると聞こえてくるとは思います、どれほどに効果があったのかと、極端な話をするとこの状態を見てくれと。前回のときにと、要するに、その憤懣が、どこにぶつけていいか分からない位に、ぶつけられているのが現場の職員だと思うんです。私も目の当たりにしました。従って、客観的に見てどのような評価というか、前回の7.19の水害をうけて、あの数年にわたる、まさに今年ですよ、橋の架け替えが開通したのがですね。そうしたときに今回の水害にまた見舞われたわけですね。あえて教訓となつてこの程度で済んだんですと、何か言えるものをお持ちなのか、それとも何か違う解析をされてるのか、そういうことも踏まえて、今言える事、延べられる、それに関するコメントがあればお聞きしたいと思いますがいかがですか。

○ 都市建設部次長

7.19とどう違うのかというようなことですが、まず今現在でああですよとは中々言いづらいところがございます。しかしながら街なかの水位がやはりあの雨、7.19の雨と今回の雨の比較でみましてですね、7.19のときに背の高さまで水が浸かったと皆さん記憶してあると思います。しかしながらやはり前回に比べて5分の1程度に床上が減っているといった状況でございます。また、明星寺ポンプ場、芳雄橋の関係で水位全体が下がったというような状況で、今、雨の降った経緯についての解析を国交省と市と県も一緒になって解析してい

る状況ですので、じゃあどうなのかというのが、なかなか今のところ具体的にこうですというのが言えない様な状況でもう少し時間がかかるのかなというふうに思っていますので、そのところをご理解していただければというふうに思っています。

○ 人見委員

まだ実際のどの程度に、7. 19と今回と比べて違うのかという解析については今しばらくというのが今のお話の根底にあるのかなと思いますけど。裏を返せばというか、はっきりとそのあたりはどこかの時点までにはきちんと精査をすべきだろうと、このように思います。といいますのも、現実にあの時と同じ、またそれ以上にオレのところひどくなったじゃないかというところが明確に出てきていたりもするわけです。そしてあの時と違って今回は新しく飯塚市として合併後にあったはじめての被害なんですね、従って、目も広く及ばせなければならぬというようなこともあります。そして、あの時も言われましてけど、すでに道路の形状や街なかの形状、開発の形状等々が変わっていて。まさに一方で自然の変化というのが大きな変化をもたらしていて、降る雨の状況が変わってきている。それに対応した防災に値する道路の整備、溝の整備等々にマッチしているかという話も一貫してあってきたわけです。そこにもってきて今でもある地域へ行くと、あの201号バイパスが開通して、あの工事がこの数年始まったばかりに、流れる勢いと方向性が変わったと、ものの5分前10分前は何でも無かったのが、あつという間の5分10分で来てしまったと、なんなんだこれかと。こういうふうな話も現地それぞれにはあつたりもするんですね、従って私が望みたいのはしっかりとそのあたりを今回はさらに目を向けてですね、しっかりと地に足を付けて検証をやってもらいたい。その上で災害の報告をやるというような話がありますけど、しっかりと腰を据えて、国の支援もさることながら二度と、ある意味ではこれほどの被害を起させない、飯塚市の防災の計画と併せてしっかりと工事進捗が目に見えて分かるような、そんな予算措置も含めて考えていくべきだろうと私は強く思うんですが、市長、いかがお考えですか。

○ 都市建設部長

今ご指摘の中で、特に今回の時間的な雨量を見ますと、100ミリを超える状況の雨でございます。特にご指摘のように7. 19との比較をまさに時間的雨量等も含めた中でよく精査をしていきたいというふうに考えています。さらに今回非常に降雨量が期間的にも長く続いた中で、まだ良く精査しなきゃいけないところですが、秋松のポンプ場は全然稼動しなくて良かったというふうな状況も生まれています。これははたしてどのような状況でポンプ稼動までしないでもいいような状況があるのか。あるいは今質問議員が言われるように、広域的に合併をいたしまして各所の内水が急激に発生したと、いろいろと開発の関係も含めまして状況の変化があるなあというふうに考えています。ただ単純に考えても、今回の雨量の中で秋松ポンプ場の稼動しなくていいという状況もあっていますし、これは十分に、今回の雨量、それから7. 19のときの状況をよくよく踏まえた中で、今後ご指摘されたような被害がいかにか抑えられるか、そういったものも踏まえてよく検証させてもらいたいと考えています。

○ 人見委員

先程言いましたように、あつという間、早いんですね、従って道路のそこそこで車の水没、車を放置してでも自らの身の安全を確保しなければならないとかね、そういう事態があちこちで見られたと思うんですね。従ってここには出ていませんけど自動車の放置台数とか何か分かるものが調査できれば是非やってもらいたい。どの程度、どの地域に多く見られて、どの程度のもだったのか。そりゃもう、現地を歩いて見ていてすごく思いました。どうですか、そのあたりは。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:07

再開 11:07

委員会を再開いたします。

○ 都市建設部次長

今言ったように車、それと側溝がはげが悪いとか、いろんな状況が見受けられました。側溝の蓋を開ければどっといくというようなところもありましてですね、やはり日頃の路面の清掃というものがやはり重要視されるのかなという気持ちも現場に行ったときには感じました。基本的には道路が冠水して車が止まって、これはいたるところで通行止め通行止めで車が通れないと、それが引いた後にも置いた、放置したままの車が結構ありましてですね、やはり今までもよりも車の放置車両というのが結構数多く見受けられたというふうに印象は残っています。今後もそういったことの検証をしながら検討をしていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 人見委員

これ以上の質問は後に譲りますけど、いずれにしてもそうしたその違いということからすると、いろんな角度からみて、そして現場の声を聞きながら、職員の一々の対応の中から何がしかが見えてくるはずですよ。それをキャッチしてどのような次の備えに結び付けていくかというのが今日ここに座っておられる方々の役割だろうと、このように思いますのでしっかりそのあたりはできる限り早急にそして丁寧に、それぞれの地域でも説明できる、一人ひとりの職員が、また、幹部の皆さん方が、私たちが説明できるようなものに繋げていくことが市民の皆さんの安心と信頼に繋がるんだろうと、このように思うことを延べて質問を終わります。

○ 東委員

この災害に遭った中でですね、床上浸水、床下浸水、これはここに書いてありますが、その他に民一民でどれくらいの件数があるか分かりますか。

○ 都市建設部長

お手元に配付させていただいています、災害被災被害状況というふうなところで、住宅の被害、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、これは災害対策本部の中でですね、表題に掲げております7月27日の20時現在というふうなことで報告を受けて現地調査を踏まえておる件数でございます。

○ 東委員

民一民の法面の崩壊とかそういうものがあつたらうと思います。そういう箇所がどれくらいあるのか、分かれば教えてくださいと言ってるわけです。

○ 都市建設部次長

公共施設等は調査を今やっていますけど、全体的な民一民の苦情につきましては民地班等々がですね、現地に出向いているような状況で調査をしているところでございます。これにつきましてはまだ調査中のところがございまして、まだはっきりこういったものという依頼がまだ来ていないものですから、今のところまだ我々の範疇では確認できるような数量はわかりませんのでお願いします。

○ 東委員

そういう箇所がまだ沢山あるんじゃないかなと、民一民で、そして自分たちでやるにもお金が無いからできないという問題になるだろうと思います。人見委員が言われてたように、7.19の場合は市内の方が多かったので融資でもしてると思います。今回はそういうものをする考えがあるのか無いのか。

○ 商工観光課長

7.19災害のときにも実施しましたが、今回も商業等の事業者についての融資制度は今回も実施したいと考えています。

○ 東委員

それは商業者だけですか。私たちは民一民でもそういう普通の方がやろうかと思ってもお金がない、できませんという、きつい問題がある。そういう方には融資はしないわけですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:13

再開 11:14

委員会を再開します。

○ 経済部長

先程、商工観光課長が事業主の皆さんに対する融資制度につきましては、特別融資を7.19と同様に設けて実施すると申しましたが、本日飯塚市の支援策について資料としてまとめさせていただいています。議員の皆さん方についても代表者会議を通じてお手元の方に届くものと思っていますが、この資料に一般市民の方が今回受けられた被害に対して、その世帯の所得に応じた災害援護資金の貸付というものを実施する予定になっています。こうした資金の貸付制度、その他にも沢山ございますので、本日から開設いたします被害に対する相談窓口の方にご相談をいただきまして、そうした援護施策等々についてはご相談いただければ丁寧にお応えしたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

○ 東委員

前ね、金利を安くしてると思うわけ、7.19の災害の時には金利を下げてると思います。今回はそういう考えを持っていますか。

○ 経済部長

先程説明しました事業主の皆さんに対する特別融資制度につきましては、現在、市の方で利子の補給ということで補給率最大0.5%を決定しています。その他7.19の時に金融機関の皆さんにもご相談いたしました金利の引き下げにつきましては現在金融機関の方と協議をしている最中でありまして。なおかつ信用保証協会に伴います信用保証料率につきましても前回は市が半分、県が半分という形で保証料率についても負担のないような措置をとらせていただきましたが、これにつきましても現在県の方と協議をさせていただいているところでございます。

○ 東委員

それが実現するようにひとつよろしくお願ひします。それと個人で民一民で、家だけじゃなくて法面が沢山崩壊して、それをやるにもお金がないというような方が多いと思うわけです。私の地元でもそういう問題が発生しているし、だから、そういう方が自分のところでできるように、行政はやらないのですから、そうした場合にも早く復旧でできるような体制をとってやらないとまた2次災害が出るんじゃないかと思うわけです。そういうことでよく、早めに対応できるように協力のほどよろしくお願ひします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひします。

次に、「飯塚井筒屋の閉店について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

(株)飯塚井筒屋の百貨店としての店舗運営を、8月末日をもって終了する旨、井筒屋本社長、飯塚井筒屋社長が7月6日に来庁され齊藤市長に対し説明がありました。閉店の理由としては「郊外型商業施設の相次ぐ開業や、福岡都市圏への消費流出等の影響により、売上高は漸減傾向にあり、このような状況下、今後、飯塚井筒屋が既存の百貨店業態として営業を継続しても、大きな伸長は見込めないことから、飯塚井筒屋の百貨店としての営業は、本年8月末日をもって終了する。」との説明が行われました。飯塚井筒屋は筑豊地区唯一の百貨店で、昭和24年

9月の開業以来 60年開業している老舗であり、また、中心商店街のシンボリック的存在であることから、閉店による地域経済に与える影響は大きく、閉店を思い止まって欲しいと説明当日、齊藤市長から井筒屋本社社長に申し入れを行っております。

また、現在、商店街連合会、本町商店街、NPO シュガーロード飯塚宿を中心に飯塚井筒屋の存続を求める署名運動が行われております。7月18日の新聞報道では、井筒屋本体が直営する小型店の出店について検討をしている内容の掲載がありましたが、現在までに今後の方針等につき、井筒屋から市へ対し正式な報告はありません。市といたしましては、飯塚井筒屋の存続および今後の対応について、商工会議所、商店街と協議を行っているところであり一昨日の7月27日に井筒屋本社に出向きまして営業継続の要望書を提出しております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

新聞報道の中で、井筒屋について公共施設等についても考えたいという話でございました。その点について井筒屋について、市としてどのように考えているのか何らか示せるものがありましたらお聞かせいただけませんか。

○ 経済部長

只今、井筒屋の閉店につきまして、課長の方からご報告いたしました。現在の状況につきましては飯塚商工会議所、そして飯塚の地元の商店街、そしてわたしも飯塚市行政、それぞれの立場でこの飯塚井筒屋の存続に向けた対応策、なにができるのかということそれぞれの立場でいろいろ検討しているところであります。市といたしましては、この中心商店街の皆さん方に中心商店街の活性化を図る、ひとつの策を何らかの形で講じてもらえないかというのを基本におきながら、いろんな、経済産業省等との地域商店街の活性化策等も使えないかというふうなこともご相談しながら、いろんな方策について検討しているというのが現在の状況であります。市といたしまして具体的にこういったプランを持っているというのは現状では固まっております。

○ 人見委員

課長の方から、この井筒屋、昭和24年9月から飯塚で開店をして現在に至ってきたという話ですが、公共の施設が云々とかということになれば、また、耐震の問題だとかどうなんだという話しが当然に出てくる。今はまだ民でいいですよ、だけど公共の施設になんらか使おうとかいうような話しになると、またぞろ耐震の話なんか必ず出てくる。この点はどの程度に把握をされているのでしょうか。

○ 経済部長

飯塚井筒屋の建物に関しましては、昭和54年の6月に4階部分が増築をされておまして平成10年の9月に内装等をリニューアルオープンされて現在までに至っております。耐震補強につきましては3階部分までは全て耐震補強されていると、4階部分については未だ耐震補強はできていないという情報は掴んでおります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「プレミアム付き商品券について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

国が実施した緊急経済対策における定額給付金の交付に合わせて、本市の経済効果を図るため飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携を図り実施したプレミアム付商品券につきましては、7月6日(月)をもって完売いたしました。商品券の販売状況につきましては、4月18日

(土)、19日(日)の一斉販売において1,905万円、率にして9.5%。その後、飯塚商工会議所で9,695万円、率にして48.5%、飯塚市商工会本庁および各支所で8,400万円、率にして42%でありました。7月23日現在の換金率は76.42%であります。なお、プレミアム付商品券の利用可能期間が9月末日でありますので、期間内の使用について、再度市報等で周知を図りたいと考えております。

あわせまして、今回8月3日に開催を予定していましたが飯塚野雨量花火大会につきましては、今回の豪雨災害によりまして大会会場の復旧作業のため、8月10日に順延をさせていただきます。予備日は8月27日でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市営住宅明渡等請求訴訟等について」の報告を求めます。

○ 建築住宅課長

平成20年9月30日開催の本会議において報告いたしました市営住宅明渡等請求訴訟結果のその後の経過についてご報告いたします。資料としてお配りしています「市営住宅明渡等請求訴訟等経過報告書」の中の訴訟を提起したNo.1の者は裁判所に出廷しなかったため、市の請求どおり判決が下り、退去勧告にも応じなかった為、強制執行を行ないました。なお、概要については、資料に明記いたしておりますので、説明は省略させていただきます。また、今後予想されます悪質家賃滞納者につきましても同様の措置を行って、市営住宅の管理の適正化に努力する所存でございます。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「作業中における物損事故の報告について」の報告を求めます。

○ 土木管理課長

公用車による物損事故発生について報告いたします。平成21年6月29日(月)午後3時05分頃、当課の職員が運転する公用車(ダンプ)が、側溝浚渫のため現場に到着後、作業工程上、公用車をバックし、方向転換しようとした際に、民家の外柵に接触し損傷を与えたものであります。この事故に係る損害賠償につきましては、相手方に事故の報告及び謝罪を行い、協議したうえで外柵の補修を完了しております。以上、報告を終わります

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11:27

(現地視察 商店街・井筒屋)

再開 12:24

委員会を再開いたします。以上をもちまして経済建設委員会を閉会いたします。